

直結増圧式給水装置実施要綱・解説

平成17年10月

令和6年4月改正

福井市上下水道局

目 次

1	目 的	P 1
2	適用条件	P 1
	(1) 適用建物	
	(2) 適用地域	
	(3) 分岐対象配水管	
	(4) 分岐口径	
	(5) メーター口径	
	(6) 給水方式の併用	
3	給水装置の構造	P 3
	(1) 増圧装置	
	(2) 逆流防止装置	
	(3) 配管・給水装置	
4	メーター設置例	P 4
	(1) メーター装置	
5	既存施設からの改造	P 4
	(1) 既存の貯水槽方式からの改造	
6	水理計算	P 4
	(1) 配水管最小動水圧と設計水圧	
	(2) 設計水量及び給水管口径	
	(3) 水理計算	
7	検 査	P 6
	(1) 竣工検査	
8	点 検	P 6
	(1) 定期点検	
9	管 理	P 6
	(1) 管理区分	
10	申請の流れ	P 6
11	様 式	P 9
	様式第1号 直結増圧式給水装置水圧調査申請書	P10
	様式第2号 直結増圧式給水装置水圧調査指示書	P11
	様式第3号 直結増圧式給水装置水圧調査報告書	P12
	様式第4号 既設給水装置調査報告書	P13
	様式第5号 直結増圧式給水装置設計水圧通知書	P14
	様式第6号 直結増圧式給水装置協議申請書（新規・改造）	P15
	様式第7号 直結増圧式給水装置調書	P17
	様式第8号 直結増圧式給水装置回答書	P18
	様式第9号 施設管理者等（変更）の届	P19
	様式第10号 減圧式逆流防止器定期点検報告書	P20
	様式第11号 定期点検履歴表	P21
12	直結増圧給水フロー図	P22

1 目 的

この要綱は、小規模受水槽を設置することなく中高層建築への直結給水を推進し、貯水槽水道における衛生問題の解消、省エネルギーの推進等、需要者へのサービスの向上を目的とする。

(解 説)

「ふれっしゅ水道計画」を受け、本市においても水道法の適用を受けない 10m³ 以下の小規模受水槽における衛生上の問題解消、エネルギーの有効活用、受水槽の設置スペースの有効活用などを目的とする。

2 適 用 条 件

(1) 適用建物

対象建物は、4階建て以上10階程度とし、使用形態（住居形態）は次のとおりとする。
なお、原則として1建物1ユニットとする。

- ア 一戸建て専用住宅
- イ 一戸建て小規模店舗付き住宅
- ウ 集合住宅（集合住宅については、1棟当り40戸程度までとする。）
- エ 事務所ビル、倉庫など
- オ ウ と エ の併用ビル
- カ その他、上下水道事業管理者が認めたもの

(解 説)

増圧給水が可能な給水階高については、建物規模及び増圧装置（ブースターポンプ）の能力により幅があり、一概に規定は出来ないが、1つの増圧装置の運転範囲内で下層階と上層階の高低差を補うことを考慮すると、一般的に10階程度（30m程度）までである。

なお、適用対象除外建物として、下記の場合には、貯水槽水道とする。

- (ア) 配水管の供給能力を超える給水量（瞬時最大流量・日最大使用水量等）を必要とし、配水管に水圧低下等の影響を与える恐れがある場合。
- (イ) 配水管の水圧変動に係らず、常時一定の水量、水圧を必要とする場合。
- (ウ) 配管工事、災害、事故等による断水時にあっても、常時給水を必要とする場合。
- (エ) 薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水質を汚染する恐れがある場合。

※適用対象除外建物の参考例

病院、学校、ホテル、飲食店中心の雑居ビル、クリーニング店、写真現像店及び印刷店、メッキ工場、石油化学工場、染色工場など。

(2) 適用地域

適用地域は、配水管最小動水圧が原則として0.2MPaを3日間（72時間）確保できる地域とする。

(解 説)

水圧が確保されている地域の確認は、上下水道事業管理者指定の消火栓にて指定給水装置工事事業者が自記録水圧計（72時間）を用い測定し、その水圧記録紙にて上下水道事業管理者が判断するものとする。なお、場合によっては再測定を指示することもある。

(3) 分岐対象配水管

分岐可能な配水管は、口径がφ100mm以上とする。

(解 説)

流量不足が懸念されるためφ50mmの配水管に関しては対象外とする。

また、口径φ100mm以上の配水管であっても、管網となっていない場合は対象外とする。

(4) 分岐口径

分岐口径はφ20mm～φ50mmとする。

(解 説)

一般的に、配水管からの分岐口径が2段階以下であれば、配水管への影響は殆ど無いと考えられており、本市においては分岐対象配水管がφ100mm以上であるため分岐口径はφ50mm以下とする。

(5) メーター口径

メーター口径は、φ20mm～φ50mm（分岐口径と同口径以下）とする。

(6) 給水方式の併用

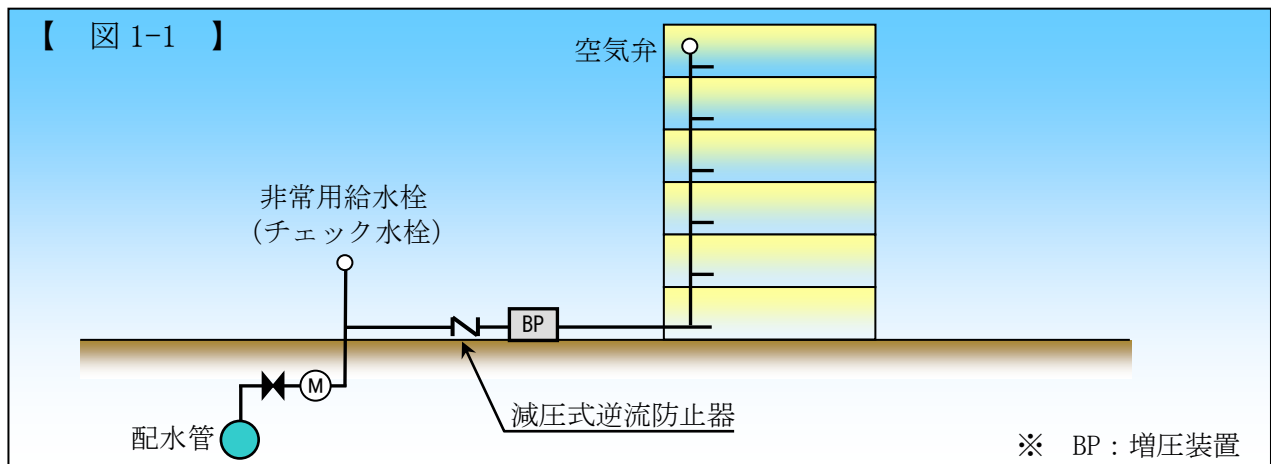
ア 直結増圧式給水と3階直圧給水の併用は認めない。(図1参照)

イ 直結増圧式給水と貯水槽水道の併用は特例以外認めない。(図2参照)

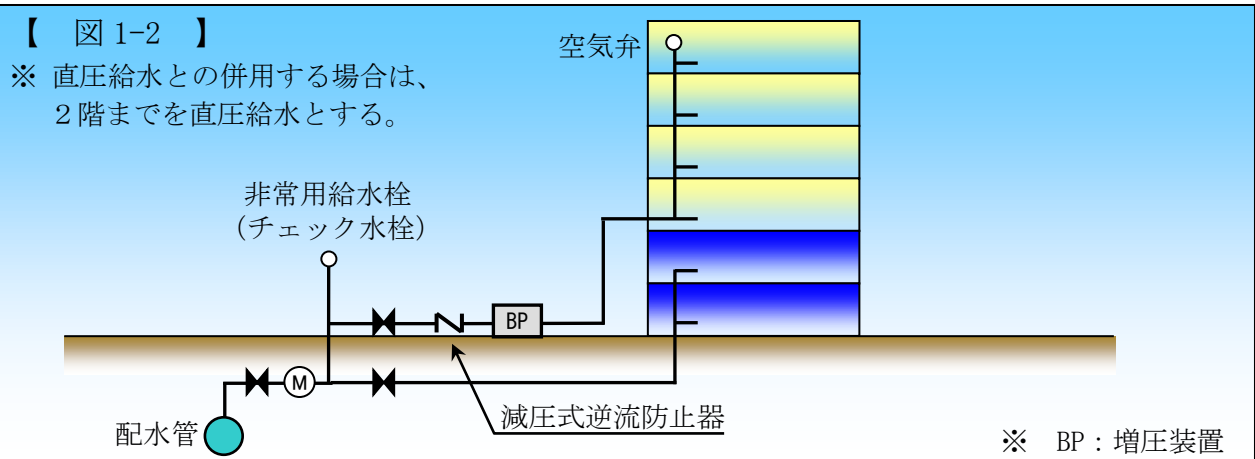
(解 説)

併用することにより3階直結系統の水圧低下が懸念されるためである。

【 図 1-1 】

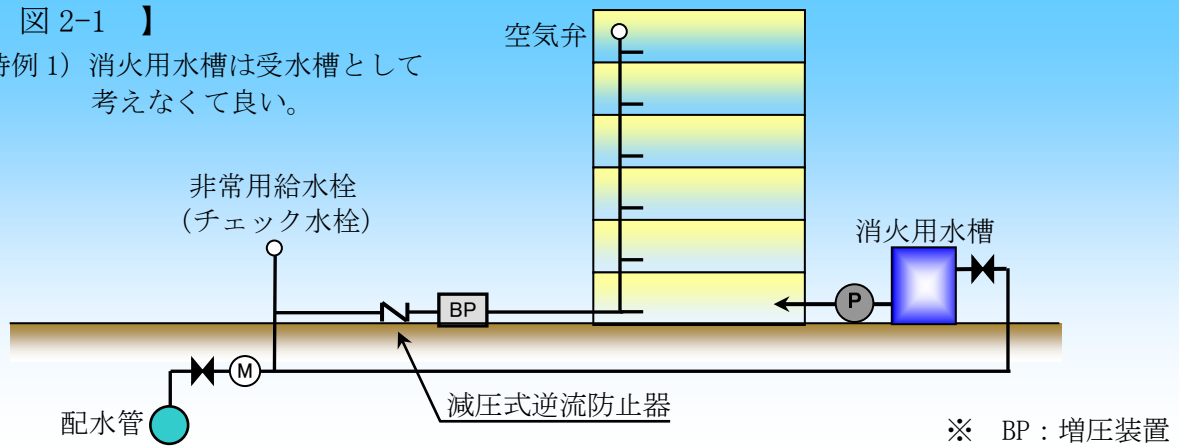


【 図 1-2 】



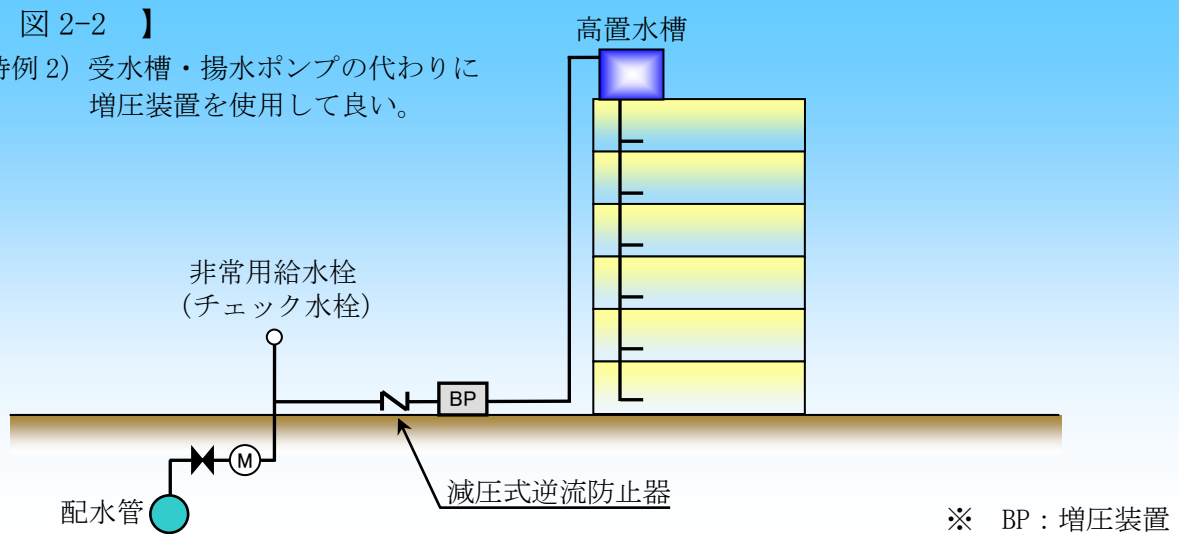
【 図 2-1 】

(特例 1) 消火用水槽は受水槽として考えなくて良い。



【 図 2-2 】

(特例 2) 受水槽・揚水ポンプの代わりに増圧装置を使用して良い。



3 直結増圧式給水装置の構造

(1) 増圧装置

- ア 増圧装置とは、水道用直結加圧形ポンプユニットと減圧式逆流防止器で構成する。
- イ 水道用直結加圧形ポンプユニットは日本水道協会規格 JWWA B 130 の基準を満たすこと。
- ウ 減圧式逆流防止器は日本水道協会規格 JWWA B 134 の基準を満たすこと。
- エ 直結増圧装置の呼び径はφ50mm以下とし、給水管と同口径以下とする。
- オ 吸込側の水圧が異常に低下した場合〔吸込圧力 0.07MPa〕には自動停止し、復帰した場合〔吸込圧力 0.10MPa〕には自動復帰するよう設定すること。
- カ 圧力制御は、用途に応じた制御方法を採用するとともに、2次側の圧力設定値は計画瞬時最大使用水量時において建物の最上階で吐出圧を確保できるよう設定すること。
- キ 増圧装置の設置場所は原則として1階とし、屋外に設置する場合は凍結防止対策を行うこと。
- ク 増圧装置を配水管より低い場所（地下室等）に設置する場合は、給水管に配水管より 0.5m以上高した箇所を設け空気弁を設置すること。
- ケ ポンプ運転時に、配水管及び住環境に影響を与えるような振動、騒音及びメーターの計量に支障のあるような脈動がないこと。
- コ 浸水の恐れがなく、定期点検保守作業に支障のないようなスペースを確保して設置すること。

- サ 減圧式逆流防止器は原則として、増圧装置の 1 次側に設置しなければならない。また、使用者ごとにメーターを設置する場合は、メーターの 2 次側に逆止弁を設置すること。
- シ 減圧式逆流防止器の逃し弁排水管は間接排水とし、水受器等の溢れ縁より排水管径の 2 倍以上の空間を保持して開口すること。

(2) 配管・給水装置

- ア 停滞空気が発生しない構造とすること。
- イ 衝撃防止及び凍結防止のための必要な措置を講じること。
- ウ 低層階等で給水圧が過大になる場合は減圧弁を設置すること。なお、設置する箇所は子メーターの 1 次側とする。
- エ 立ち上がり配管の最上部に吸排気弁を設置すること。なお、一戸建て専用住宅はその限りではない。
- オ 住戸内給水管から逆サイホン現象を防止するため、最高位溢れ面（通常、台所流し台で約 1.0 m）と給水立管からの住戸内給水管への分岐部との高低差を 30cm 程度確保すること。
- カ 立ち上がり配管の基部にバルブを取付けること。
- キ 増圧装置 1 次側の給水管口径は、増圧装置の口径と同じとするのが望ましい。
- ク 増圧装置 2 次側の主給水管口径は、2 ランクまで増径を認めるものとする。なお、集合住宅などの子メーター以降の給水管は、メーター口径以下とする。

4 メーター設置例

(1) メーター装置

- ア 一戸建て専用住宅に設置するメーターと集合住宅においての子メーターの口径は、 $\phi 20\text{mm}$ 以上 $\phi 50\text{mm}$ 以下となるように設置すること。
- イ 口径 40mm 以上（市借与）のメーターの場合は、上下水道事業管理者が承認した形式のメーターバイパスユニットを設置すること。

(解説)

既設建物の場合においても、メーター口径 $\phi 13\text{mm}$ では流速及び損失水頭が著しく過大となることが予測されるため、メーター口径は $\phi 20\text{mm}$ 以上 $\phi 50\text{mm}$ 以下とする。

5 既存施設からの改造

(1) 既存の貯水槽水道からの改造

- ア 配管形態、配管材料の把握。
- イ 劣化状態の把握。
- ウ 水圧試験〔1.75MPa/2 分間〕を実施し、漏水しない給水装置であること。（上下水道事業管理者立会い）
- エ 既存の給水管径が水理計算を満たすものであること。
- オ 直結増圧式給水装置協議申請時に既設給水装置調査報告書（様式第 4 号）を提出すること。

6 水理計算

(1) 配水管最小動水圧と設計水圧

- ア 配水管最小動水圧は、上下水道事業管理者が指定した消火栓において、72 時間用の自記録水

圧計により測定した最低値。

イ 設計水圧は対象物件における水理計算の基礎的数値であり、配水管最小動水圧からさらに補正を施した水圧で上下水道事業管理者が提示する。

(解 説)

設計水圧は測定箇所における局所的な水圧変動、あるいは季節的な水圧変動を考慮して補正を行う必要がある。その補正値は原則として 0.05MPa とする。

(2) 設計水量及び給水管口径

ア 設計水圧は実際の使用形態等を考慮した計画瞬時最大水量とする。

イ 給水管口径は計画瞬時最大水量時において、管内流速が 2.0m/sec を超えてはならない。

(3) 揚程計算

増圧装置の全揚程 (H) は次式により算出する。

なお、損圧水頭などの各数値は実際の使用形態等を考慮して計算されたものとする。

$$H = h_1 + h_2 + h_3 + h_4 + h_5 + P' - P_0 \\ = h_t + P' - P_0$$

P₀ : 設計水圧 [直結増圧式給水装置設計水圧通知書 (様式第 5 号)]

h₁ : 配水管と増圧装置との高低差

h₂ : 増圧装置の 1 次側の給水管や給水器具等 (減圧式逆流防止器を含む) の損失水頭

h₃ : 増圧装置の損失水頭

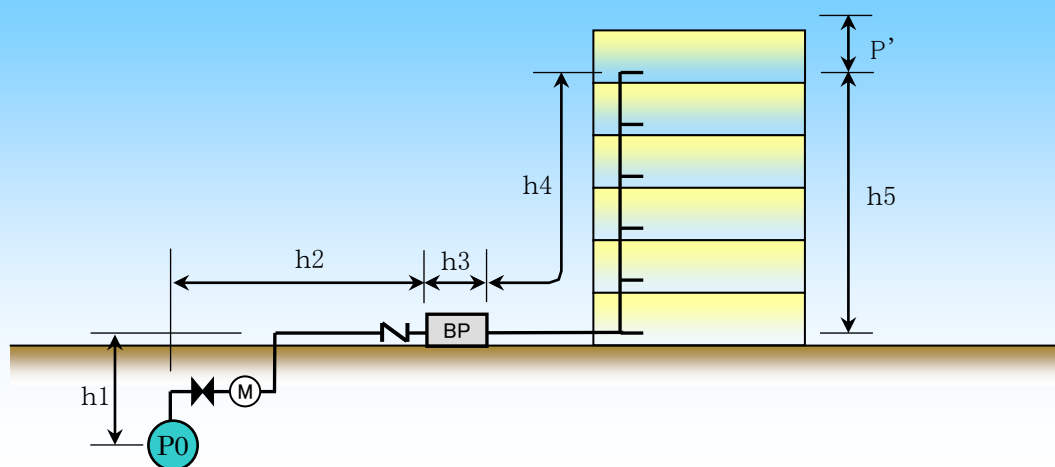
h₄ : 増圧装置の 2 次側の給水管や給水器具等の損失水頭

h₅ : 増圧装置と末端最高位の給水器具との高低差

P' : 末端最高位の給水器具を使用するために必要な圧力

h_t : 総損失水頭 $h_t = h_1 + h_2 + h_3 + h_4 + h_5$

【 増圧方式形態図 】



7 検 査

(1) 竣工検査

竣工時に上下水道事業管理者が行う検査は、提出された配管図と施工された配管が合致しているかどうかの確認、耐圧検査の立会い、その他給水装置の確認とする。なお、耐圧検査については増圧装置の1次側と2次側を別々に行うこと。

検査の結果、不合格になった場合は手直し命令のとおり改善し、合格の判定をするまで給水開始は保留とする。

また、増圧装置の1次側停止圧力および復帰圧力は、直結式給水装置回答書（様式第8号）の設定値に基づき、上下水道事業管理者の立会いのもと入力すること。

(解 説)

増圧装置は工場出荷時に水圧試験を実施しており、上下水道局の耐圧検査基準である1.75MPa加えると、圧力検出装置等に損傷の恐れがあるため、増圧装置本体の検査はしないこと。

また、メーターバイパスユニットについても同様に、流路切換弁等に損傷の恐れがあるため、ユニット本体の検査はしないこと。

8 点 検

(1) 定期点検

増圧装置は、正常な機能を維持するため専門業者による定期点検を1年以内ごとに1回所有者負担により点検すること。なお、減圧式逆流防止器は上下水道事業管理者に減圧式逆流防止器定期点検報告書（様式第10号）を提出すること。

(解 説)

専門業者とはポンプメーカー等をいう。特に逃がし弁の排水機能が正常か確認すること。

9 管 理

(1) 管理区分

福井市水道給水条例施行規則第14条の管理区分以降（宅地内）は、所有者の責任で維持管理（漏水の防止・修繕工事等）しなければならない。また、増圧装置の故障等に備え、修繕委託業者を明確に掲示し、所有者が責任をもって速やかに対応しなければならない。

(解 説)

修繕委託業者等の連絡先を、建物の出入口、掲示板、増圧装置付近、守衛室等に掲示すること。

また、メーターバイパスユニット、メーターユニット、既設集合住宅等の改造に伴うメーター前後の装置についても所有者にて管理すること。

※ 福井市水道給水条例施行規則第14条

公道内及び一般交通の用に供されている私道内の給水装置は、上下水道事業管理者において維持管理をし、その費用を負担する。

10 申 請 の 流 れ

【水圧調査】

(1) 直結増圧式給水を受けようとする者（以下「申請者」という。）は協議に先立ち直結増圧式給水装置水圧調査申請書（様式第1号）を上下水道事業管理者に提出する。

(2) 上下水道事業管理者は、この直結増圧式給水装置水圧調査指示書（様式第2号）にて自記録

水圧器の設置箇所および測定日時を指定する。

(3) 申請者は直結増圧式給水装置水圧調査報告書（様式第3号）と、水圧記録用紙・立会い写真を上下水道事業管理者に提出する。また、既存の給水装置を使用する場合は既存給水装置調査報告書（様式第4号）を提出する。

(4) 上下水道事業管理者は、直結増圧式給水装置設計水圧通知書（様式第5号）にて配水管平均動水圧、配水管最小動水圧、設計水圧、分岐可能口径を通知する。

【設計協議】

(5) 申請者は直結増圧式給水装置設計水圧通知書（様式第5号）により水圧条件が満たされた場合には、次項の書類を上下水道事業管理者に提出し協議を行うことができる。

(6) 提出書類（各2部）

ア 直結増圧式給水装置協議申請書（様式第6号）

イ 直結増圧式給水装置調査書（様式第7号）

ウ 位置図

エ 配管平面図（口径・延長明記）

オ 配管立面図（口径・延長明記）

カ 水理計算書

キ その他必要書類（ポンプ仕様書など）

ク 直結増圧式給水装置設計水圧通知書（様式第5号）の写し

【回答】

(7) 上下水道事業管理者は直結増圧式給水の協議結果を、直結増圧式給水装置回答書（様式第8号）により申請者に通知する。

【給水装置工事申込み】

(8) 通常の給水装置工事施行申請書に施設管理者等の届（様式第9号）を添付し提出する。

【竣工検査】

(9) 上下水道事業管理者立会いのもと検査を実施する。検査の結果、不合格となった場合は手直し命令のとおり改善し、合格の判定をするまで給水開始は保留とする。

【定期点検】

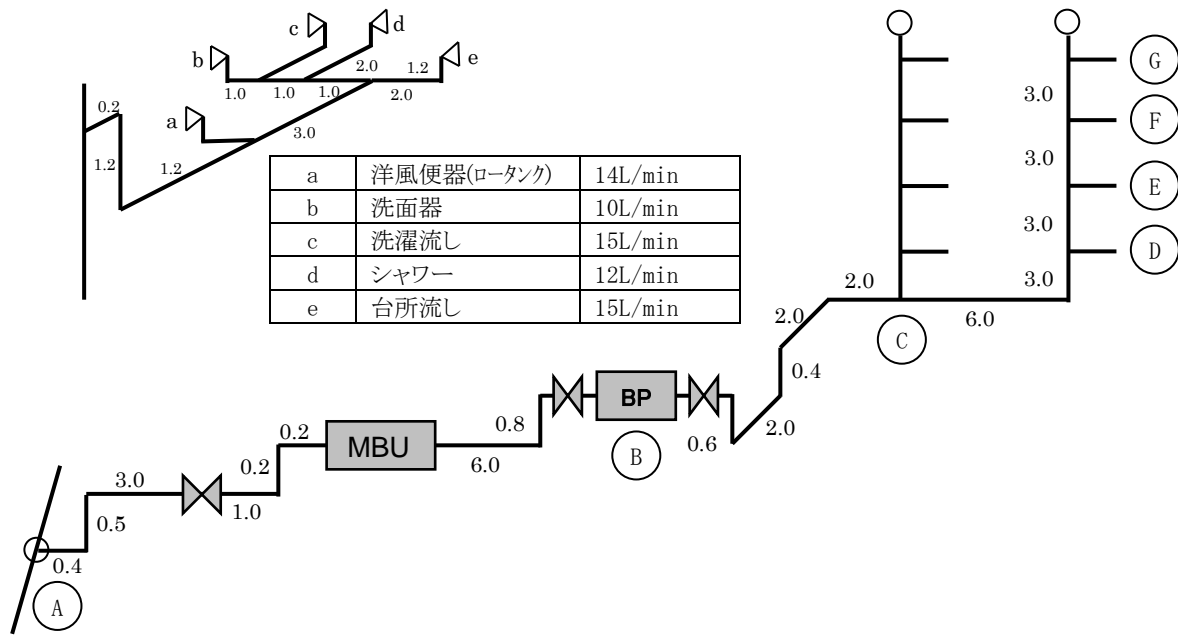
(10) 所有者は、増圧装置が正常な機能を維持するために、専門業者による定期点検（1年以内ごとに1回）を申請者負担により行い、減圧式逆流防止器定期点検報告書（様式第10号）を提出すること。

(11) 定期点検履歴表（様式第11号）を上下水道事業管理者が報告を求めた時はいつでも提出できるように保管すること。

【その他】

(12) 所有者、施設管理者、定期点検委託業者、修繕委託業者を変更するときは、速やかに上下水道事業管理者に施設管理者等(変更)の届（様式第9号）を提出すること。

配管系統図(例)



損失水頭計算書(例)

件名 : 福井マンション新築工事

区間	流量 Q [L/min]	流速 V [m/s]	管径 φ [mm]	各部分の損失水頭			実長 L [m]	動水勾配 [%]	区間 抵抗	
				配管材料及び 給水器具	損失 水頭 [m]	数量				
A-B	83.4	1.11	φ 40	VP			12.1	39.256	0.47	①
	83.4	1.11	φ 40	メータ	0.38	1			0.38	
	83.4	1.11	φ 40	仕切弁	0.05	1			0.05	
	83.4	1.11	φ 40	メータハイパスユニット	0.10	1			0.10	
	83.4	1.11	φ 40	仕切弁	0.05	1			0.05	
	83.4	1.11	φ 40	減圧式逆流防止器						
BP	83.4	1.11	φ 40	プースターポンプ本体		1			0.00	
B-C	83.4	1.11	φ 40	VP			7.0	39.256	0.27	
C-D	66.4	0.88	φ 40	VP			9.0	26.178	0.24	
D-E	60.4	0.58	φ 40	VP			3.0	22.189	0.07	
E-F	52.8	1.79	φ 25	VP			3.0	154.102	0.46	
F-G	42.0	1.42	φ 25	VP			3.0	103.788	0.31	
			φ 13	末端最高位の給水器具					0.68	
損失水頭(配水管~プースターポンプ)					h2			①		BP 上流側
損失水頭(プースターポンプ~末端最高位の給水用具)					h4			②		BP 下流側

11 様 式

- 様式第 1 号 直結増圧式給水装置水圧調査申請書
- 様式第 2 号 直結増圧式給水装置水圧調査指示書
- 様式第 3 号 直結増圧式給水装置水圧調査報告書
- 様式第 4 号 既設給水装置調査報告書
- 様式第 5 号 直結増圧式給水装置設計水圧通知書
- 様式第 6 号 直結増圧式給水装置協議申請書(新規・改造)
- 様式第 7 号 直結増圧式給水装置調書
- 様式第 8 号 直結増圧式給水装置回答書
- 様式第 9 号 施設管理者等(変更)の届
- 様式第 10 号 減圧式逆流防止器定期点検報告書
- 様式第 11 号 定期点検履歴表

福井市上下水道事業管理者 あて

申請者

住 所

氏 名

連絡先 ()

直結増圧式給水装置水圧調査申請書

次のとおり直結増圧式給水を実施したいので、水圧調査場所の指定をお願いします。

1 申請場所 福井市

2 測定予定日 年 月 日から

年 月 日まで

3 添付書類 位置図、福井市上水道配管平面図 (1:2,500)

受 付	年 月 日
	整理番号 号

整理番号 号
年 月 日

様

福井市上下水道事業管理者
(公印省略)

直結増圧式給水装置水圧調査指示書

年 月 日付 整理番号 号で申請のありました水圧調査に
ついては、次のとおり指示します。

- 1 測定場所 福井市
- 2 水圧調査消火栓番号 No. _____ (別紙参照)
- 3 測定日 年 月 日から
年 月 日まで

※ 今後の提出書類に上記整理番号を記載すること。

福井市上下水道事業管理者 あて

申請者

住 所

氏 名

連絡先 ()

直結増圧式給水装置水圧調査報告書

- 1 測定場所 福井市 _____
- 2 水圧調査消火栓番号 No. _____
- 3 測定日 年 月 日から
年 月 日まで
- 4 添付書類 水圧記録紙、立会い写真

福井市上下水道事業管理者 あて

申請者

住 所

氏 名

連絡先 ()

既設給水装置調査報告書

年 月 日付 整理番号 号で回答のありました直結増圧給水につきまして、次のとおり既設給水装置の調査結果を報告します。

- 1 調査場所 福井市
- 2 建物名称 _____
- 3 配管および
使用材料の確認方法
.....
.....
.....
- 4 水圧試験 1. 75MPa の水圧を 2 分間加圧 (上下水道事業管理者立会い)
- 5 添付書類 既設給水装置の配管平面図、立面図、立会い写真、
確認状況写真

様

福井市上下水道事業管理者
(公印省略)

直結増圧式給水装置設計水圧通知書

年 月 日付 整理番号 号の直結増圧式給水装置水圧調査
報告書に基づき、次のとおり設計水圧を設定しましたので通知します。

- 1 設計水圧 _____ MPa
- 2 分岐可能口径 ϕ _____ mm ~ ϕ _____ mm
- 3 水圧調査消火栓番号 No. _____
- 4 配水管平均動水圧 _____ MPa
- 5 配水管最小動水圧 _____ MPa
- 6 その他 直結増圧式給水装置協議申請の時は、別添誓約書を遵守
すること。

福井市上下水道事業管理者 あて

申請者
住所
氏名
連絡先 ()
所有者
住所
氏名
連絡先 ()

直結増圧式給水装置協議申請書 (新規・改造)

年 月 日付 整理番号 号で通知のありました件につきまして、直結増圧式給水装置実施要綱に基づき、次のとおり給水装置を設置したいので給水の可否について協議をお願い致します。

1 給水装置設置場所 福井市 _____

2 建築物の概要
(該当する建築物に○を付ける)

<input type="checkbox"/>	① 一戸建て専用住宅
<input type="checkbox"/>	② 一戸建て店舗付住宅
<input type="checkbox"/>	③ 集合住宅
<input type="checkbox"/>	④ 店舗ビル、事務所ビル、倉庫
<input type="checkbox"/>	⑤ ③と④の併用ビル
<input type="checkbox"/>	⑥ その他 ()

3 指定給水装置工事事業者
住所
氏名 印
電話 ()
主任技術者名 _____ 印

4 添付書類 (各2部) 直結増圧式給水装置調書 (様式第7号)、位置図、配管平面図、配管立面図、水理計算書、その他必要書類(ポンプ仕様書など)、直結増圧式給水装置設計水圧通知書 (様式第5号) の写し

誓約書

1 使用者又は入居者への周知

- (1) 増圧装置の故障等の緊急時に備え、修繕連絡先を明示し、周知を図ります。
- (2) 停電や故障により増圧ポンプが停止したとき、あるいは断水や水圧低下により増圧装置が停止した場合は、非常用給水栓を使用するよう周知します。
- (3) 配水管工事や浸水等による断減水時には、一時的に水の使用ができなくなることを承諾し周知します。

2 定期点検

増圧装置の機能を適正に保つため、1年以内ごとに1回の定期点検を行うとともに、必要に応じて保守点検や修繕を速やかに行います。また、使用者ごとに設置する逆流防止装置等の器具についても、適正に保守します。

3 漏水等の対応

減圧式逆流防止器の中間室からの漏水等が発生した場合は、所有者が責任をもって対応します。増圧装置に起因して、逆流又は漏水等が発生し、上下水道局もしくは使用者等に損害を与えた場合には、所有者が責任をもって補償します。

4 既設配管使用の責任について

既設の受水槽等以下の装置を使用して増圧装置を設置した場合、これに起因する漏水等の事故については、所有者（設置者）又は使用者等の責任において解決するとともに上下水道事業管理者の指示により速やかに改善します。

5 施設管理者等の変更の届出

施設管理者、定期点検委託等を変更するときは、速やかに上下水道事業管理者に届け出ます。また、変更後の施設管理者等に、この設備が条件付のものであることを周知させます。

6 メーター交換・検針・開閉時の措置

- (1) 計量法に基づく水道メーターの交換及びメーターの異常による交換時の際には、上下水道局に協力し断水することを承諾します。
- (2) オートロック装置が設置してある建物は、検針、取替、開閉栓等の業務を支障なくできるように措置します。

7 管理区分

- (1) 福井市水道給水条例施行規則第14条の管理区分以降（宅地内）は、所有者の責任で維持管理（漏水の防止、修繕工事等）します。また、増圧装置の故障等に備え、修繕委託業者を明確に掲示し、所有者が責任をもって速やかに対応します。
- (2) 将来の水圧変動や使用量増加により出水不良が発生した場合は、所有者の責任で装置等の見直しを行うなど速やかに対応します。

8 条例・規程の厳守

上記各項のほか、取扱い上必要な事項は、福井市水道給水条例及び福井市水道給水施行規程を厳守いたします。

9 紛争の解決

上記各項の条件を使用者等に周知徹底させ、直結増圧式給水に起因する紛争等については当事者間で解決し、上下水道局にはいっさい迷惑をかけません。

所有者 署名 _____

直結増圧式給水装置調書

建物階数	地上階	地下階
住戸数	単身住宅 戸	・ 一般住宅 戸
給水形態	増圧方式のみ ・ 直圧、増圧併用方式 直圧系統 階～ 階 (戸) 増圧系統 階～ 階 (戸)	
配水管口径・管種	mm	最高給水栓高 m
給水管口径	mm	メーターバイパスユニット 有 ・ 無
親メーター (市貸与) 口径	mm	子 (私 設) メーター口径 有 ・ 無 mm 戸
		有 ・ 無 mm 戸
計画使用水量	1日最大使用水量 m ³ /日	瞬時最大流量 ℓ/min
水 圧	設計水圧 MPa	末端設定水圧 MPa
設計水圧 (P0)		m
配水管と増圧ポンプとの高低差 (h1)		m
増圧装置上流側の給水管や給水器具の損失水頭 (h2)		m
増圧装置の損失水頭 (h3)		m
増圧装置下流側の給水管や給水器具の損失水頭 (h4)		m
増圧装置と末端最高位の給水器具との高低差 (h5)		m
末端最高位の給水器具を使用するために必要な圧力 (P')		m
総損失水頭 (ht)	$h_t = h_1 + h_2 + h_3 + h_4 + h_5$	m
増圧装置設置場所	地上階 ・ その他 ()	
増圧装置 性能・仕様	メーカー名	
	型 式	
	仕 様	φ × ℓ/min × m × Kw
減圧式逆流防止器	メーカー名	
	型 式	
管 理 人	有 (常駐 ・ 巡回) ・ 無	
管 理 方 法	業者へ管理委託 ・ 所有者管理 ・ その他 ()	
検針方法		

様

福井市上下水道事業管理者

直結増圧式給水装置回答書

年 月 日付 整理番号 号で協議申請のありました直結増
圧給水について、次のとおり決定しましたので回答します。

1 申請場所 福井市

2 整理番号 第 号

3 回答内容 増圧給水の可否 可 ・ 否

※ 下記の条件を厳守してください

- (1) 申請時の誓約書を遵守してください。
- (2) 増圧装置の1次停止圧の設定は _____mAq で設定してください。
- (3) 協議内容について変更がある場合は、速やかに上下水道局と協議を行
ってください。
- (4) その他、上下水道局の指示に従ってください。

(否の理由)

4 その他 給水装置工事施行申請書に、この回答書の写しを添付してくだ
さい。

福井市上下水道事業管理者 あて

申請者（所有者）

住 所

氏 名

連絡先 ()

施設管理者等（変更）の届

- 1 給水装置設置場所 福井市_____
- 2 建物名称 _____
- 3 所有者 住 所
氏 名 印
電 話 ()
- 4 施設管理者 住 所
氏 名 印
電 話 ()
- 5 定期点検委託業者 住 所
氏 名 印
電 話 ()
- 6 修繕委託業者 住 所
(指定給水装置工事事業者) 氏 名 印
電 話 ()

※減圧式逆流防止器は、福井市上下水道局「直結増圧式給水装置実施要綱」に基づき、1年以内ごとに1回、専門業者による点検が義務づけられています。定期点検等、適切な保守が行われていないと認められる場合には、給水の停止の対象となります。

福井市上下水道事業管理者 あて

申請者（所有者）

住 所

氏 名

連絡先 ()

減圧式逆流防止器定期点検報告書

建物名称			
設置場所			
管 理 者	住 所	〒	
	氏 名		
	電 話	()	
点検委託業者	住 所	〒	
	氏 名		
	電 話	()	
メーカー名		型式・口径	
点 検 日	年 月 日	修繕の有無	有 ・ 無
管 理 人	有 (常駐 ・ 巡回) ・ 無		
添 付 書 類	点検委託業者によるメンテナンスカード・状況写真		
備 考			

直結増圧給水フロー図

